

はま新聞

発行者：浜区理事会

住所：男里7丁目29-20

電話：483-6891

メールアドレス：onosatohamaku@gmail.com

ホームページアドレス：onosatohama.lsv.jp/wp

発行日：令和2年4月10日



区・区長の動き

3月9日(月)>

- ・団体保険更新
- ・浜公園遊具設置箇所の件で現地にて話し合い

3月12日(木)>

- ・運営基金管理委員会開催

3月17日(火)・18日(水)>

- ・「第5組」水尾克己さん 通夜・告別式
平成26年度より4年間、防災担当理事としてご尽力いただきました。担当の垣根を越えて、何事にも率先して行動して下さいました。

謹んでご冥福をお祈り致します。

3月25日(水)>

- ・区長連絡協議会 幹事会

3月27日(金)>

- ・清掃事務組合を通じ、サンエス温水プール利用による学校水泳実施計画書が届けられ説明を受けました。

3月30日(月)>

- ・ブロック塀工事完了

4月6日(月)>

- ・大里川浚渫工事

4月7日(火)>

- ・樽井小学校入学式

4月8日(水)>

- ・泉南中学校入学式

4月8日(水)>

- ・会計監査

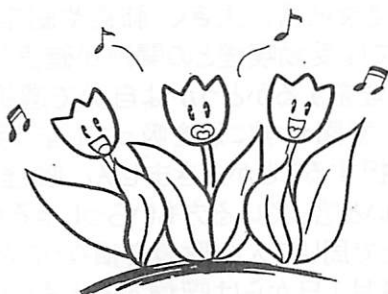
【4月理事会報告】

- * コロナ対策期間中ではあるが、区民センター事務所、理事会、総会については従来通り。泉南市からの特別使用の規定に基づいて対応する。…規定に関してはホームページ参照のこと。

- * 浜公園に移設される遊具の中身に関しては、泉南市の回答は全く不十分であるが、一応受け取る。…市長回答に関してはホームページ参照のこと。

- * 総会草案、総会運営の確認。コロナ対策のため委任状出席をできるだけお願いする。

- * 浜保育所移転問題に関しては、市が当区の指摘を受け入れて再検討することに。再提案がされたときには、区で再検討する。



浜区の慶弔制度について

1. 小学校入学祝い品の進呈

浜区民の児童が小学校に入学された時は、祝い品(2千円の図書カード)を進呈致します。

但し、現在、緊急事態宣言発令中により、不要不急の外出は控えるよう要請が出されている状態ですので、受付・お渡し期間については、学校再開となった頃を予定しております。また、後のはま新聞でお知らせします。ご理解いただきますようお願い致します。

2. 弔慰金に関して

浜区民または同居のご家族が亡くなられた時は、弔慰金(1万円)をご遺族に支給致します。該当された方は、直接または隣組長を通じて浜区事務所へ電話にて連絡をお願いします。

但し、弔慰金のお渡しについても上記と同様、事態が収束後となります。ご理解いただきますようお願い致します。

～ 浜地区生活指導委員会からのお知らせ ～

この度、生活指導委員会は少子化に伴い、樽井区、浜区で話し合った結果、樽井小学校区内すべてにおいて、生活指導委員会を令和2年3月をもって活動を廃止することとなりました。今まで生活指導委員会を支えて下さった浜区の皆様、子ども達の保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

尚、平成31年度の活動報告、総会に関しましては、省略させて頂くこととなりました。生活指導委員会の残金におきましては、樽井小学校、泉南中学校に寄付という形で納めさせて頂きました。物品については浜区民センターへ寄贈という形で納めさせて頂きました。ご理解頂きますようお願い致します。

今後、決まった活動はなくなりますが、浜区の子ども達を地域の皆様で見守って頂けますよう、どうか宜しくお願い致します。

浜地区生活指導委員会様より、
活動中に使用されていた下記の物品
を寄贈頂いております。

- ・懐中電灯 2ヶ
- ・火ばさみ 3本
- ・文具等(※ 未使用品含む)

お詫び

コロナウイルス感染拡大により、市や区の行事等が急遽中止や変更となり、区民の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

お知らせとお願い

緊急事態宣言発令により、下記の文書が泉南市福祉保健部長寿社会推進課より届きました。

これにより、日頃、憩いの場・趣味の場・お稽古場として当センターをご活用いただいておりますが、下記の期間はご利用いただけなくなりました。

但し、浜区事務所としての業務は継続しております。今のところ、開館日時に変更はありませんので、お問い合わせ等には対応させていただきます。お電話での対応が可能であれば、出来る限り不要不急の外出とならないようご協力お願い致します。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

令和2年4月7日に政府より緊急事態宣言が発令されたことに伴い、老人集会場の使用について下記のとおり決定しましたので感染拡大防止にご協力いただきますようよろしくお願いします。

記

- 老人集会場の使用を原則禁止する。(一部例外あり)
- 期間: 令和2年4月8日(水)～令和2年5月6日(水)

上記に伴い、浜区行事が引き続き休止となります。何卒、ご理解いただきますようお願い致します。

= 4月休止の浜区行事 =

- ・ 高齢者ふれあいサロン
- ・ WAO体操2
- ・ ふれあいカラオケつどい
- ※ 子育てサロンおのしん



* 5月の活動の有無は掲示板等でお知らせ致します。

コープの移動販売車はご利用いただけます。

ウイルス感染拡大後は、同乗車人数を減少し、手指の消毒も徹底していただき、細心の注意を払って対応しております。

*ご利用の方は出来るだけマスク着用をお願い致します。

毎週金曜日は

コープのお買物便の巡回日です!

停車時間は 11:00～11:30

是非、ご利用下さい。

～ コープよりお知らせ ～

お買い物袋が有料となっております。

出来る限り、マイバッグを持参しましょう。

ご存知ですか? あなたのまちの 地域包括支援センター なでしこりんくう

地域包括支援センターは、泉南市の委託を受けた公的機関です。高齢者に関する福祉・医療・保健など、総合的な相談窓口です。

★ ★ ★ ご存知ですか? ★ ★ ★

～ 改正健康増進法と受動喫煙 ～

今年4月1日から改正健康増進法が全面施行となります。この法律は平成30年に成立し、受動喫煙防止を図るため多数の人が利用する施設において一定の場所を除き喫煙を禁止するという内容になっています。既に公共施設や病院等では敷地内禁煙となっており、4月1日からは家庭や喫煙を主目的とする施設以外において屋内での喫煙が原則禁止となります。ただし、喫煙専用室等が設けられている場合には、その場所でのみ喫煙が可能となっています。

受動喫煙とは、他人が吸うたばこの煙を自分の意思とは関係なく吸いこんでしまうことを指します。たばこの煙は、喫煙者自身が吸い込む煙(主流煙)・喫煙者が吐き出す煙(呼出煙)・たばこ先端の燃焼部分から立ち上がる煙(副流煙)の3つに分類されます。受動喫煙では呼出煙と副流煙が混ざった煙を吸ってしまうことになるのですが、この2つの煙にも多くの有害物質が含まれており、物質によっては主流煙より副流煙に多く含まれるものもあります。そのため受動喫煙による健康被害は大きく、肺癌や脳卒中などの一部の疾患については受動喫煙との関連が確実と判定されています。

喫煙をするかどうかは自分で選択することができます。しかし、意図せずに煙を吸ってしまう受動喫煙の場合は自分で選択することができません。喫煙される方の中には肩身が狭いと感じている方もいらっしゃると思いますが、喫煙することで周りの人の健康を損なうことは本意ではないはずです。4月1日からは喫煙する人もしない人も、喫煙に対して自分で選択ができる社会になるのだというように捉えてもらえると良いかと思います。

もちろん、これを機に禁煙するというのも良いかと思いますので、ご提案だけさせていただきますね。

<お問い合わせ>

泉南市 地域包括支援センター

なでしこりんくう ☎ 485-2882

